

Title	上海銀行公会の支那国民経済に於ける地位に就て
Sub Title	
Author	及川, 恒忠
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.6 (1928. 6) ,p.717(1)- 757(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19280601-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

潑潮たる夏が参ります

身も心も軽ろやかな

夏服のお仕度は弊社で

慶應義塾制服御用

塾正門前

井澤洋服店

電話高輪二九二三

メガネ

の御用は

正確にして

廉價な

慶應義塾大學病院指定
紫鳳堂眼鏡店

麻布材木町電停
電話青山七四七番

芝風愛宕町四ノ二
電話芝二八六一(呼) 支店



三田學會雜誌 第二十二卷 第六號

上海銀行公會の支那國民經濟に於ける地位に就て

及川恒忠

銀行業務の健全なると否とが、一國の商業的殷盛に最も緊切なる影響を及ぼすものである以上、全國の又は大都市の銀行は、互に相結合して一つの鞏固なる團體勢力を造り、協力互助の樞紐の下に其本來の職分を發揚すべきものであることは言ふまでもない。然るに支那に在つては他の如何なる經濟企業もさうである如く、銀行業務は概して之を言へば健全且つ鞏固なる團體勢力を構成したことがあつてなかつた。

遠く宋代に端を發するものと想像し得るところの錢莊其他の錢業は錢業公會

と稱する同業組合を組織して或る程度まで協力互助の精神の下に銀行業務に當つてゐるとは曰へ、未だ以て鞏固なる團體勢力を構成せる域に進んだものは曰はれない。資料は少し古いが大正十年四月發刊の上海銀行週報第百九十三號は大都市の錢莊が互に他店の信用を誹議し、或は「幫」字係を基礎として取引上互に軋轢して些しも協同互助の傾向を示してゐない事實を論難し、漢口の錢莊を以て其顯著なる例として下の如くに惡習慣を指摘してゐる。

第一即恒以一種腦筋(腦筋とは)。窺測某店不行。互相誹議。致某店蒙不測之影響。或竟因此而被債權者所迫。不得不倒。去歲爲仁和祥晉豐(其名に錢莊)等之倒閉即受此惡習慣之害之一例也。

第二則各幫不相聯合。如楚幫且各家獨立。於交易又互相傾軋。致彼此不活動。金融亦蒙其影響。此外信用放款(信用貸附をいふなり)之濫與賭博行爲之對交營業。營業時間之不確定及其他一切皆錢業前途之大障礙也。

余の見聞も大體是と同様であつて、錢業は今日も猶ほ “unconscious individualism” の裡に彷徨してゐる。

然るに開設の發端を前清末造に發し、近代的企業熱の勃興につれて漸く隆盛の域に進んで來たところの銀行に至つては、錢業とは異り稍々鞏固なる協同互助の樞紐を持つてゐるやうである。今日、商業股盛なる各都市に見らるる銀行公會なるものが則ち各地銀行の團體的勢力であつて、就中、上海のそれは銀行公會中最古の歴史を有し、著々として事業の成績を擧げてゐるばかりでなく、他の一方に於て、全國各地の銀行公會を引率指導して既に前後五回まで全國銀行公會聯合會を開催し、極めて近代的に協同互助の活動を見せてゐる。余は嘗て大正十年(?)の頃、萬朝報紙上に『支那瞥見』なる一文を寄せ、其内に銀行公會の活躍を以て支那の銀行業務が一新時代に這入つたものと見る可きであらうことを言及したことがある。爾來、歲毎に繰返へさるる政治的動亂により支那の國民生活は、江河日に下るの有り様であつて、當然進展すべかりし銀行の團體的活動もこゝ數年來は業務不振の悲境に陥入つてゐるが、併し、上海銀行公會が今日まで擧げ來たつた國民經濟上の功績は茲に一文を草するに充分値ひすると思ふ。先づ本文起草に用ゐたる主なる材料を前に掲げてをこう。

- 1 正金銀行某調査(特に匿名する所以は寄送者に對する信義によるのである)
- 2 徐氏編、上海金融史
- 3 銀行週報十週年紀念號
- 4 票據交換所研究週報社發行)
- 5 銀行公會聯合會議彙記(週報社發)
- 6 上海金融市場論(週報社發)
- 7 上海造幣廠籌備始末記(週報社發)
- 8 銀行會計科目名辭
- 9 票據法初編(週報社發)
- 10 票據法續編(週報社發)
- 11 上海銀行公會事業史(週報四百號)

二

抑も銀行公會なるものは——北京・上海・漢口・天津・濟南・杭州・蚌埠のそれ等——は、いづれも民國四年八月二十九日公布の銀行公會章程に準據して創立されたものであるが、この銀行公會章程そのものは、民國四年の春、上海に於ける銀行公會創立の企に刺戟されて制定されたのであつた。故に上海銀行公會こそ、支那に於ける

銀行公會の大先輩に當る譯であつて、しかも、この種の創立運動に率先して盡瘁した具眼の士は、吾が慶應義塾政治科の出身で、今は中國銀行副總裁の要職に在る張公權氏その人であつた。

民國四年の春、當時中國銀行の上海支店長であつた吾が張公權氏は、支那の金融機關が未だ極めて幼稚なる状態にあること、殊に上海の如き大商業都市の銀行すら何等の樞紐を有せず全く“unconscious individualism”の下に在る姿に顧みて、銀行相互の聯絡を謀る機關として銀行公會なるものを組織するの必要なることを痛感したところから、是を上海銀行界の聞人例へば宋漢章・陳光甫・李復蓀諸氏に謀つて其賛同を得たのであつた——是が上海銀行公會發軔の始めである。

當時、上海銀行公會の搖籃はかくして組織されたが、其始は公會の住所も無く、僅に上海銀行の一室を借受けて此處を會所とし、毎日正午各銀行の要人が會同して中餐を共にしながら金融上の問題に就き互に意見を交換するといふ有様であつた。勿論、會長や理事もなく、公會規約すら未だ釐訂されてゐなかつたのである。民國四年八月、財政部が銀行公會章程を公布するに至つて(上海銀行公會創立の運動によつて刺戟された結果

であらう。上海の各銀行は這の章程に準據して正式に公會を組織しようとする試みたが適當の住所を得ることが困難であつた爲、猝に問題を解決することが出來ないで、翌々年の夏まで其儘になつてゐた。尤も此間、六年夏に是も張公權氏の創議で中國銀行上海支店以下七銀行の後援の下に銀行週報なる經濟雜誌を上海銀行公會(銀行公會章程に據りたるも銀行公會でなく非正式の公會)から刊行することとなり、正式公會の成立以前に既に規模は略ぼ具つてゐた。

其後いくばくもなくして、各銀行の出資により香港路に一家屋を購入して修築を加へ、是を公會の住所に充つることとなつた。時に加入銀行は中國交通浙江興業浙江地方實業上海鹽業中孚聚興誠四明中華廣東金城等の十二行に及んでゐたので、民國七年七月八日、愈々成立大會を開催する運びとなり、加入銀行はいづれも有力なる代表を送つて、或は公會の規約を集議し、或は理事を選擧して茲に始めて上海銀行公會なるものが正式に成立したのである。

爾來約十年、會員は始めの十二行より二十五行に増加し、會務日に進行し、今日はいづれに上海銀行界の樞紐たるのみならず、全國の金融並に銀行界を指導する有力

なる團體勢力となつてゐる。徐幼巽氏の曰ふ所によれば(銀行週報十週年紀念號參看)民國四年より七年までは精神的團結時代、七年より九年までは公會會務草創時代、九年より十三年までは會務擴張の時代であつて、十三年以後は時局變幻の影響を受けて、他の一般事業と同じく會務を發展するに全く餘地が無い姿である。

銀行公會の組織に就ては茲に之を叙べぬ。たゞ公會が嘗て擧げ來つた實績をのみ叙説することとしよう。

購車借款銀行團の成立

先づ第一に特筆すべきは、民國十一年一月、上海銀行公會加入銀行は北京及天津銀行公會加入銀行と協同して購車借款銀行團なるものを起し、交通部の發行する『交通部八厘短期購車公債』六百萬元を引受けたことである。何ぜんれば、這の借款は支那銀行團の引受けた最初のものであるばかりでなく、同時に多數の銀行家が結束して一團となり、以て公債の發行を引受けたるものの嚆矢であつて、支那の銀行業に取つては劃時代的の試みであつたから。

歐洲戰爭の終熄と共に、民國九年十年の頃には、支那と密接なる貿易關係に在つた各國は、漸時に運輸上の能力と自由とを恢復し、支那市場に製造工業品を輸出すると同時に原料品の供給を支那に仰ぐこと頗る増加したところから、支那の商業亦之に隨つて長足の進展を見せたのであつた。然るに支那の鐵道能力は人も識る如く極めて貧弱であつて、國有鐵道の如きも、當時は今日も猶ほ然る如く、單に旅客の便乘に備ふる外か經濟的輸送能力は殆ど語る可き底のものでなかつた。故に、各鐵道は維の時、いづれも貨物山積車輛不足に惱まされたのであつて、此事は一般商業並に金融上の一大損失であつた。

當時交通部總長は所謂る交通系の要人葉恭綽氏であつたが、氏は車輛購入の財源を短期公債に求める腹案を立て、是を北京並に天津の銀行公會に謀つてみた。氏の案は、購入車輛を京漢・京綏・津浦・滬杭甬の四鐵道に分配し、四鐵道をして月賦割當の法を以て償還基金を蓄せしめ、若し猶ほも不足を見たる時は京漢鐵道の收入餘利を以て補充するといふのであつて、氏は是によつて一面支那の農商業を振興し、他面鐵道收入の増加をも圖り得る方策であると信じたのである。北京・天

津の銀行公會は該案の商議に接すると、公債にして純粹に生産事業に投資されるものである限り、國民全體が其恩惠を受けるのは勿論、銀行自身は自身の營業を發展せしむる上に於ても極めて望まじき事であると考へて直に之に贊同し、上海銀行公會に對しても其參加を促したのであつた。これが上海銀行公會の購車借款團に加入した緣起であつて、民國四十一年一月十五日北京に於て交通部と二十二銀行(上海銀行公會其樞軸である)との間に六百萬元の購車借款契約が正式に成立したのである。借款契約成立と同時に銀行團の發表したる聲明書の一節に

政府が其財政計畫に對し根本的改革を加ふるに非ざれば吾人は中央政府及各省政府の借款にして不生産事業に流用せらるゝものに對しては斷じて放資せざる可きことを宣言したり。然れども生産事業の借款に對しては極力一致して援助す可く、曩の宣言たるや徒に公共借款を拒絶せんが爲に非ず實に愛國の至誠に出でたるものなり。政府若し能く吾人の眞意を了解して反省せば、六百萬元の購車借款は吾が銀行界の國家事業扶助の起點たるを得ん。

とあるやうに、當時銀行團は、政府の借款が殆どすべて行政費に流用されてゐた事實を察知して、此點を非常に怖れてゐたのである。然るに生産的の實業借款とし

て政府より交渉を受けた結果之に應じたのであつたが、この種の杞憂は杞憂に終らず、該借款金額は其後ウヤムヤの裡に葬られて正確なる使途は判明せず、銀行團は今に至るまで其責を負ふてゐる。則、銀行團は愈々八厘短期購車公債の發行を引受けるや、間もなく、外國の車輛製造會社との間に購入代金を分期に支拂ふ契約を訂結したのであるが、車輛の分配を受けた上記四鐵道は本息償還基金を銀行團に些しも交付せず、交通部も亦契約條件を履行しないところから、銀行團は自ら車輛製造會社に向つて購入代金を代つて支辨しなければならぬハメとなり、歳月を経る毎に支拂代金鉅額に上り、極めて困難なる立場にはまり込んで了つた。依つて數回の國際交渉と迭次の磋商とを経たる後、結局京漢京綏津浦の三鐵道は各自車輛會社に代金を支拂ふ約束を結ぶに至つたが、各鐵道は依然として約束を履行せず、銀行團の立替は愈々重積して困難萬狀、遂に第二回全國銀行公會聯合會(後段)の際、是が解決方に就き協議しなければならなかつた。が、是とても僅に代表を派遣して交通部當局を往訪せしめたことと今一つには滬杭甬鐵道の負擔せる支拂代金の分に滬甯鐵道の餘利若干を補充することとに成功しただけに過ぎな

かつたのであつて、十三年以後は戰事踵を嗣いで起り、鐵道はいづれも收入を擧げる能はず、購車借款の解決は、今猶ほ懸案として残つてゐる次第である。

だか併し、繰返して言ふが、この借款團は支那に於て多數の銀行が結束して、公債の引受に當つた劃時代的のものであつて、しかも上海銀行公會が其樞軸だつたのである。

上海造幣廠借款銀行團の成立

民國十年三月、上海造幣廠借款團が成立したことは第二に擧ぐ可き特筆事である。

上海は全支那金融の中心、銀塊銀兩銀元に對する需要と隨つて其在高の廣多であること、到底他の都市に較べて同日の談でない。然るに歐洲戰爭中銀價は上騰に上騰を繼けたところから、上海市場も其影響を受けて生銀の輸出せらるゝもの鉅額に上り、銀元も亦熔化されて海外に旺に流出した其結果、上海市場の銀元は太く缺乏して『洋厘』相場(銀元の相場)の暴騰を來し、内外幾多の商人は之が爲め大打撃を蒙るに至つたことは今も猶ほ人の記憶に新しいところである。殊に一九一九

年五月、米國政府が、戰爭中英國政府との間に取極めたる金銀最高比價の協定並に地金銀の自由運輸制限の協定を破棄して銀價上騰の共同抑制の方策から脱離してからは、上海の銀元相場は奔騰に奔騰を續けて停止する所を知らなかつたのである。かくて支那銀行界聞人の間には上海は水陸交通の要路に在り、銀塊銀元の輸送並に生銀の購入に便利であるばかりでなく、全國金融の中心地にして經濟消長を察知し、金融の緩急を按配し得る地位にあるが故に、此處に造幣廠を新設して、銀元の全國的殊に上海の缺乏を根本的に解決す可きであるとの意見が有力となつて來た。こゝを以て九年以來數回に亘つて上海銀行公會は江蘇省々長及中央財政部に幣制改革の意見を添へて上海造幣廠の設立を建議したのである。

財政部は此種建議を以て幣制統一に資すること大なるを想ひ、一時は設立事務所まで開いて積極進行につとめたけれども、何を曰ふにも國帑窘窮、必要の財源を見ることが出来なかつたので、上海銀行公會は上海錢業公會と共に上海造幣廠借款銀團なるものを組織して、民國十年三月十四日、財政部との間に正式に借款契約を訂定するに至つた。

則ち財政部は上海造幣廠國庫券二百五十萬元を發行し、銀行團是を引受け、其使途は造幣廠の敷地家屋並に機械購入に充てられ、年利九厘發行價格九十三、償還基金として毎月七萬元を鹽稅中より釀出して銀行團に交附し、三十八期を以て償還を完成するといふ諸條件であつた。

然るに造幣廠の豫算は是を以てするも猶ほ不足するところ多く、且つ廠長は逐鹿となつて一定の責任者なく、折角の計畫は多く成績を挙げずして遂に行惱んで了つた。一方、銀行團も亦時局の影響を蒙つて再び是に投資する勇氣を缺いたところから、十三年八月終に財政部は、造幣廠一切の財産は土地家屋機械等に至るまで全部銀行團の保管に委ねて是を閉鎖して了つた。

だが併し、上海造幣廠借款銀行團の成立したことは、前記購車借款團の成立と同じく支那銀行界の劃時代的の試みであつて、しかも上海銀行公會がその樞軸をなしたのである。

通泰製鹽開墾五會社に對する借款銀團の成立

この種借款も前記二借款と共に上海銀行團の活動として特に大書さるべきものであらう。

元來、江淮地方の濱海灘地は延長實に八百里(支)に及だ、中にも泰州通州に屬する長江沿岸は產鹽地として最も著名であり、古來製鹽の利を獨り擅にしてゐた。然るに近時、海潮著しく變化して潮汐多く至らず、鹽產額は前清の末葉に於て日に減退してゐた其上に、煎鹽の法は凡て舊法を沿習してゐたところから、實に數百萬畝(二畝は六〇〇〇平方尺)の製鹽可能地域が坐棄されてゐた。民國の初、農商部は卒先して製鹽に改良を加ふると同時に坐棄されたる地域の開墾耕作地としてを奨勵した其結果、數百萬畝の蔓草荒煙の地は一變して田廬相望むこととなり、洵に驚く可き盛舉を見せたのであつた。茲に曰ふ通泰鹽墾五公司(卓堰の大豐公司餘中廟灣の華成公司を指す)は、いずれも皆その當時に發起されたものであつて、土地の開墾に着手した當初から同時に製鹽をも兼營して頗る好成績を擧げてゐた。然るに近時歷年に互る凶歲は終に前記五公司の財政に影響を及ぼし、五公司はいずれも上海の錢莊に借入資金を仰がねばならなくなつた。錢莊側から看れば、從來

五公司の擧げた成績は頗る良好であり、數年の豐歲に遇へば其財政狀態も立所に恢復するであらうこと顯かであつたので、需められるまゝに資金の貸附をあまり吝まなかつた。で、民國九年(上海の各關係錢莊の間に、一とつには貸附金は既に相當鉅額に上り五公司是之が返済に困難を極めてゐたところから、二つには農業振興の爲には敢て扶助するを惜しまぬ勇氣を示すところから、三つには五公司经营不振の原因は歉歲の致したところ、他に經營上の重大なる缺陷無きことを熟知してゐたところから、五公司の社債を協同して引受けようとの議が起つた。——茲に一言さし挟むが、錢莊の如き、unconscious individualismにとらはれてゐる者が、協同して實業會社の社債を引受けようといふことは實に駭目驚心に値する所であつて、支那錢業史の前代未聞の出來事である——

さて民國十年の春より社債引受の議が愈々熟し、上海錢莊團の招請に應じて上海銀行團(公會)も是に参加することとなり、十年七月遂に通泰鹽墾五公司債票合同(社債引)一十五ヶ條なるものが訂定され、是によつて第一期社債三百萬元が發行されることになつた(原協定に於ては第一期社債三百萬元の外第二期)。條件は、毎年五

分の一、計六十萬元を償還し五年間に於て完済すること、會社所有地約一百五萬畝を擔保とすること、並に末期償還の時、社債額每一千元に對し開墾地(紅地)十二畝を報酬として應募者に讓與すること等々であつた。而して同じ年の八、九月ケ間に借款銀團は二百五十三萬元の第一期借款を交附し、殘額四十七萬元は翌十一年七月に至つて之を交附した。

其後、天時不利、五公司の收入、隨つて思はしくなく償還第一年には半額の三十萬元を償却したに過ぎなかつた。それのみならず五公司は各々個有の事情があつて一律に償還額を一年六十萬元と定めることの困難であることが顯かにされたので、民國十三年借款銀團は十一年度の契約を改訂して、公司側により償還に便利なる方法を新に協定し、以て今日に及んでゐる。(詳細は徐寄廣編最近上海金融史一八五頁—二〇〇頁參看)

全國銀行公會聯合會議の開催

民國九年、かの新四國借款團の成立が内外の問題となり、支那の輿論は多く新銀行團の要求條件苛刻に過ぎたりと非難してゐたが、銀行界も亦這の風潮に隨つて、

支那の財政と金融とは他國のそれ以上に緊密なる關係に在るが故に銀行は銀行の立場として新銀行團に關連せる諸問題を研究討議しなければならぬといふ意見から、上海銀行公會先づ發起して全國銀行公會聯合會なるものを上海に開催することになつた。民國九年十二月六、七、八の三日間に互つて大會を催し、北京、天津、漢口、杭州、濟南、蚌埠、廣州の公會代表二十三人此處に會同した。

其結果聯合會議は國務院並に財政部に對して上海銀行公會々々長盛竹書氏の署名を以て(一)財政を亟かに節流すること(二)内債を亟かに整理すること(三)幣制を亟かに確定すること——等に就き建議書を提出することに議決した。(新銀行團に就てを協議するところあつたが討議の詳細は未發表で不明である) 該建議書の原文は茲に載録すべく餘りに長文であるから、要點を摘む。

第一、財政整理に關しては『裁兵』の必要を切言し、銀行團は將來軍事費の如き不生産的費用に對しては斷じて借款に應ぜざる可き旨を聲明し、

第二、内國債の整理に關しては、元年六厘公債の繼續發行の中止を要求し、且つ内國債整理の方法として整理基金を設け之に常關稅及海關稅を充當することとし

て其取扱は三、四年公債條例に準據すべきであると述べ、

第三幣制改革に關しては、兌換券の取締、銅元鑄造の停止並に上海造幣廠の設立を

求めてゐる(詳細は銀行週報社發行の經濟類鈔第二冊、銀行公會聯合會議彙記に見えてゐる)

右の外、本會議は聯合會議規約を議定し、且つ今後毎年一回この種の聯合會議を開催することを議決したが、この議決に基いて第二回全國銀行公會は翌十年五月二、三、四の三日間に亘つて天津に開かれた。上海銀行公會は上海銀行界の要人、李復蓀等五名の代表を之に送つて、(一)銀行が紙幣を運搬する場合政府は之に運送費を徴せざること、免稅證書を給附すること、(二)手形交換所を開設すること、(三)興信所(信用調)を設立すること、(四)全國の會計事務に於て使用する名詞を統一して、從來の如く誤解を誘致し易き不分明なる名詞を排除すること——の四項目を提議した。聯合會議は之に對して審査會を開いて討議した結果、

- (一)財政部に向つて銀行の運搬する紙幣は運送費を免ぜらる可きこと、並に銀地銀元の輸送費徴收に就ては中國交通兩銀行と同様に取扱はる可きこと
- (二)各地銀行公會に向つた手形交換所の設立を提唱すること

(三)各地銀行公會に向つて興信所(徵信所)を各地に設立す可く懲應すること

(四)各地銀行公會に向つて會計研究會を組織し、互に通信して會計用語の統一に就き討議すること

——等すべて上海銀行公會の提案通りに議決したのである。

民國十一年春、第三回聯合會は杭州に於て開催された。上海公會からは公會長盛竹書氏以下七名の代表が出席して下記四項の議案を提出した。

- (一)銀行會計の使用する會計用語を研究すること。
- (二)保障支票(保障小切手)をいふ。民國十三年上海銀行週報社刊行、銀行會計科は必ず銀行の捺印あることを要する。

(三)政府に對つて内國公債の整理を提議すること、並に之が善後策を研究すること。

(四)膠濟鐵道の買戻し資金の貯金方法に關して協議すること。
——是に對して聯合會議は

(一)各地の公會は各自別個の研究を重ね、六ヶ月以内に書類を作製して上海銀行公會内の會計科目名詞研究會の審査に交附したる後、次期聯合會議に之を報告す。

(二)銀行小切手使用須知(原名は銀行存戸使用支票須知といふのである)を作製して各地公會より銀行に通告し、銀行または是を取引商人に通告する。

(三)政府に建議せんとする内國公債の上海公會整理案は、北京公會の提案と合せて討議す。又國務院、鹽務稽核總所並に總稅司アグレオン氏に對して、内國公債整理基金の維持に各其職責を盡され度き旨を聯合會議の名を以て陳請する。

——と議決した。

民國十二年四月十五日、第四回聯合會議は漢口に於て開かれた。上海公會は盛竹書氏以下五名の代表を派遣して、

(一)總稅務司アグレオン氏が公債整理基金を管理することは其責任重大なれば

吾人は合同して其職責を保障し以て誤なきことを期すること

(二)關稅剩餘金を内債整理基金に補充すること。又駐外公使領事の必要とする經費の郵送は常に溢滞すれども、こは外交並に通商關係に重大なる影響を及ぼすが故に是が支給方法に就き討議すること

(三)購車借款の善後策を議すること

(四)破産したる中法實業銀行の紙幣に對する各銀行の代理兌換の立替金にして未だ政府より償還せられざる份は當局と協商して至急償還を受け以て信用を維持すること

(五)上海造幣廠設立の準備は徒に多くの時日を費すのみにして成立に期なき姿なれば、當局に是が速進を呈請し、以て幣制の統一を期すること

(六)商業道徳を尊重すること肝要なれば銀行界先づ之が提唱に當ることの六項を提案したところ、是に對して聯合會議は、

(一)總務司アグレオン氏に基金の終始保管に盡瘁され度き旨を陳請すると同時に他の一方に於て各地銀行公會に通告してアグレオン氏を後援すること

(二)上海總商會に對し本問題に就き聯合會議を聲援することを求め、且つ具體的方策を詢ること

(三)交通部に向つて速に解決す可きことを陳情し、車輛團に對つても信用に顧みること等を報告すること

(四)一面、財政部に嚴重に交渉し、他面、中法管理公司(破産したる中法實業銀行を清理する一會社)にも之を通告し、同時に中法銀行に對して各銀行の代理兌換したる紙幣を現金を以て速に回贖することを催告すること

(五)財政部及幣制局に對し、開設を速に進行せしめ、且つ造幣廠長の任命は借款契約附屬規定に従つて之を行ふ可きことの聲明を爲さしむること

(六)盛竹書氏に依頼して、儉德會規約なるものを作成し、是を各地公會に分致し、更に公會より各加入銀行に轉交して各銀行相互に之を奨勵すること
—等の成案を得たのであつた。

民國十三年五月、第五回聯合會議は北京銀行公會に於て開かれた。當時、筆者は

適ち北京に遊んだので、一中國銀行員の案内を受けて聯合會議場を見學したが、各地代表の着席する卓子には、吾が議會の議員席に見られる如く代表者の氏名を書付けたる氏名標本か建てられてあり、華やかな裝飾を以て彩られた會場は洵に堂々たるものであつた。殊に會場の樓上には、當時、古錢陳列會が催されてゐて、筆者は、蟻鼻錢半兩五銖などを親しく目撃することを得て、裨益するどころ多かつた。

上海公會からは例によつて盛竹書氏以下五名之に連り、例によつて、

(一)各地銀行公會は共同して幣制統一の促進を謀ること。而して先づ銀兩銀元を並用し金融の圓滑流通に便利ならしむることを提唱する

(二)先づ上海銀行は進んで興信所の開設を試み、各地公會に依頼して協力進行すること

(三)銀兩銀元の並用が現下必要なる趣を詳述したる理由書を發表すること

(四)各地の造幣廠が銀元を鑄造するに當り、財政部規定の品位を嚴守するやう政府をして各造幣廠に命令せしむること

(五)聯合會議は每期會議の未決事項を續繼して討論すること

(六)紙幣の塗改(例へば紙幣面に記入されたる該紙幣を流通地方の地名を塗改するが如き)を防止する適當な方策を研究すること

の六項を提案したが、聯合會議は右の(一)(四)兩項の幣制統一及銀元品位の問題に就ては、政府をして各地の軍民長官(督辦)に對し法律違反の銀元鑄造を嚴禁することを勸告せしめ、且つ現在以上に造幣廠を設立することを許さざらしめ、同時に各銀行に向つて各地造幣廠の依頼を受けて劣質の銀元を鑄造し或は造幣廠に代つて生銀を買入れ又は銀元を售出するを得ざらしむることと議決し、其他の項目も略ぼ提案通りに議決された。

第六回聯合會は民國十四年四月十五日南京に於て開幕される筈であつたが、時局不定の影響を蒙つて遂に開會されずして沙汰休みとなつて了つた。

以上、全國銀行公會聯合會議の議決事項によつて顯然たる如く、民國九年より十三年に懸けて銀行の團體勢力は、或は財政に或は幣制に或は金融に關し重要な指導的使命を盡したのであつて、若しも十三年以後戰事の踵起すること無かつたならば、支那國民經濟上有意義なる活躍を一層試みる事が出来たのであつたら

う。惜いかな、時局は十三年來益々險惡に趨ひ、極めて尊重さる可き這種の策動は今は今全く中輟の有様である。筆者はかゝる『協力』が如何に重要な使命を帯びるものであるか、是を第一回聯合會議開催の際、上海代表の盛竹書氏が一歡迎會席上に於て試みたる演説の一節に窺はふ。さて曰ふ、

今回全國銀行公會聯合會議を舉行したるは實に吾國銀行界未曾有の事なり。民國以來銀行事業の發達は一日千里を往くの勢あり、社會の心理は吾が銀行業に對し其信仰亦従前と異なるを見る。吾が同業は此潮流に順應して力めて進歩を謀らざる可らず、則ち固く團體を結ぶの必要に鑑みて各地に銀行公會を組織したるが、若し能く全國銀行公會を合して連合せば公會と公會とは相互に連絡することを得て其勢力雄厚に至る可く吾が銀行界の前途に裨益することある可しと信ず。

今次上海公會發起となり上海に於て聯合會議を舉行せんとし、幸に各位の賛同を蒙りたり。固より權輿に屬す。將來各地の銀行も風を聞いて興起し共に公會を組織せば以て其機能を更に發揚することを得ん

聯合會議の目的は各地同業者の意見を交換するに在り。内は則ち同業の利弊を研究し、外は則ち社會の要求を審察し、吾が銀行業をして國家社會に實益を貢獻せしめんとするに在り。想ふに連年國家多故なるは惡政に起因す、若し善政を欲すれば必ず先づ財政の整理より始めざる可らず。但し財政の整理たるや銀行事業と密接なる關係あ

るが故に吾儕銀行業に従事する者は國家社會に對し自ら重大の責任を負へるものさ
いふ可し。而して國家の緩急を救助せんさ欲せば必ず先づ國論の歸趨如何を無視す
る可らず、吾が同業は今回の總會を機として政府が根本の計畫を樹立し永久の福利を
圖らんことを切望して止まざる次第なり。

又、銀行と實業とは其關係極めて密接にして、銀行は固より實業の進歩に俟つて始めて
發達し、實業また銀行の扶助に依つて始めて振興するを得るなり。洵に實業界と銀行
との情誼を増進することに務めざる可らず(正金銀行の調査による)

上海銀行公會の内國公債整理に關する運動

抑も支那の内國公債は、是まで屢國民の疑惑を買つて來た問題である。是を他
國の内國公債に比較すると(一)一人當り負擔額極めて過少なること(二)償還の確實
性に對する國民の信用少く隨て其市價著しく低廉なること(三)二點に於て著しく趣
を異にする。而して第一の事實は公債の募集が今日の所極めて困難であること
を最も雄辯に語るものであつて、從來應募額は多くの場合定額に満たなかつたご
ころから、一度政府が財政的困難に遭遇すると、政府は庫裡に藏せる未發行殘存公
債を市場に安價に賣出して、必要とする資金の調達に一時を綱縫するの慣はしで

あつた。人も識る如く、從來這の種の投賣の目的物に多く使用されたものは元年
六厘公債だつたのである。

市場の消化し能はざる未發行殘存公債を必要ある毎に隨時に市場に投賣り、或
は之を擔保として民間銀行より資金を借入れて、一時行政費の不足を補ふ如き方
策が國家財政の基礎を危うし金融の圓滑を茶毒するに至る可きは云ふまでもな
い。支那銀行團が第一回上海聯合會議の際、内國債の整理に關して政府に建議し
たことは前に一言したところであるが、其建議書の内には、政府の内國公債に對す
る既に此の如し、孰んぞ汗血の資を以て諸を虚化に投ずるを肯ぜんや、故に七年短
期公債及三、四年公債を除いては價格いづれも低落せざるなし、若し迅速に整理す
るに非れば則ち信用は愈々失墜すべし、是に於て、政府に請願して直に元年六厘公
債の發行(續發行)を停止し、他面三、四年公債の辦法に照らして海關稅剩餘及常關收入
全部並に總稅務司特別預金を以て各種公債整理基金とし、他途に流用することを
得ざらしめ、且將來確實の擔保あるに非れば再び公債を發行せざらしむるに努め
ざる可らず云々と指摘して、元年六厘公債の繼續發行を停止すべしと警告したの

であつた。

然るに民國十年一月元年六厘公債一千萬元は再び無定見なる政府によつて投賣の用に供せられる傾向顯かとなつたので、上海銀行公會は卒先して財政部に抗議し且つ各地銀行公會を勧誘して不買同盟を結び遂に政府をして其計畫を放棄せしめて了つた。

這の事實は銀行の協力が最も目ざましき威力を發揮したる顯著な實例の一として特筆すべきものであるが、更に大書すべきは、遂に中國銀行副總裁たる吾が張公權氏をして政府に内債整理に關する意見書(原文は國民對于財政改革應早覺悟といふのであつた)を提出するに至らしめ、延て政府をして民國十年三月六日大總統令を以て内國公債整理辦法なるものを制定するに至らしめたのである。參考として上海銀行公會より政府に宛てたる抗議の英譯文を茲に載録してをこう。

His Excellency, Minister of Finance;

Owing to the over issue of the First Year Interest Bonds which affected very much the economic and financial life of the nation. The Shanghai United Bankers' Association has recommended a few proposals pointing out the possible danger that might involve from said over issue, and asking you to put a restriction and readjustment for the same.

Later we were informed that the government was going to issue the said Bonds in a great quantity; and we again sent you a petition requesting you to cancel the proposed issue if any. Thus far we have not received any answer from you.

However in looking over the Government Gazette of the dates of January 21 and 22, we notice that there was a public notification published in the same copies of the Gazette to the effect that it is the plan interest be payable on the prospective new First Year Interest Bonds to the amount of \$ 10,000,000 both in Shanghai and Tientsin. This notification is certainly against the spirit of our petition as well as against the good intention of our request.

In the Shanghai United Bankers' Conference held on December 6, last year we made it known to both the public and you that we will not undertake to handle these any more, if the government should choose to issue them without any limitation, or if there should be any such new bonds appearing in the market. We will adhere to our decision reach at in our conference and to communicate with the banker's association in different Cities is, we will not have anything to do with these bonds. At the same time, permit us to send you another request to cancel the issue of the said new bonds, so that there will not be any financial disturbance in the country.

we have the honor,

etc. etc.

手形交換所の設立と上海銀行公會

信用制度の發達と共に手形の推行益々旺盛に趨く所以の一つは、是を以て現金受

授の不便を免れるからである。然るに支那商業界に現に使用される手形類は地方的慣習にとらはれて、手形本來の便利なる効果を收めざるのみならず、反つて之あるが爲に取引の手續を繁瑣ならしめてゐる。蓋し其由來する所は明に手形交換所が大都市に於てすら未だ設立されてない點に存するのであつて、民國四十一年、上海銀行公會が交換所の開設を創議したことは、洵に機宜に適したる試みであらう。惜いかな、各銀行並に錢莊は手形の振出し並に取扱に關し、各々慣習を異にしてゐるところから、急に之を開設する譯にも往かず、今猶ほ時機の到來を俟たねばならぬのである。

手形法研究會と上海公會

民國十年、天津に於て全國銀行公會聯合會議が開かれたる際、杭州銀行公會代表は手形暫行條例の制定公布を政府に請願す可きことを提議したが、北京銀行公會亦是と前後して同じ提案を呈出したので、聯合會議は直に財政部・農商部・司法部に向つて速に手形法を制定公布す可きことを陳情したことがある。併し無誠意な

る中央政府は猶ほ是が制定に着手しなかつたので、民國十年八月上海銀行公會は票據法(手形法)研究委員會なるものを公會内に組織して公會の經營せる銀行週報社に資料を彙集せしめ、且つ専門家を廣く招聘して彼此相俟つて共同研究を始めることになつた。而して十一年には銀行週報社より票據法初編と題する冊子を發刊したが、十四年には再び其續編をも發刊し、以て政府立法の參考とした。

其後民國十五年、人も識る如く、諸外國は支那に於ける治外法權徹廢の準備として支那司法制度を調査することになつたので、北京の修訂法律館は上海銀行公會の起草に係る票據法案を參酌して、急速に票據法草案一百二十二條を起草し、是を各地の銀行公會に通告して其研究を求めることになつた。そこで上海公會内の票據法研究委員會は疊次研究を重ね些しでも慣習に戻る條項は能ふ限り修正を加へた上、既に北京銀行公會に是を報告したのであるが、(北京公會が各地公會の報告を彙集することになつて)今日に至るまで未だ條例の公布は是を見ない。

銀元の鑑定と上海公會

支那の通貨は獨り銀元銀角にとどまらず銅元銅錢等いづれも量目品位一定せず參差一様ならざる爲め金融を擾亂すること甚しきものある事は世人の夙に識るところである。民國十一年上海造幣廠の新設の議が正に進行してゐた當時上海銀行公會は該造幣廠が今後鑄出する銀元銀角は支那の幣制統一と密接なる關係を有するが故に是を忽視す可きにあらずとの意見から公會内に化學的鑑定室を附設しようとした。が併し公會の舊家屋狭小で是を附設することが出来なかつたので、新築家屋の落成を俟つて設備に富む化學的鑑定室を附設する手筈としてゐた。然るに近年、安徽、江西、湖北の各省より上海に流入する銀貨は其量目品位いづれも國幣條例の規定に符合せざるもの多く、上海の内外金融界に著しく物議を醸すに至つたので、上海銀行公會は上海錢業公會と協同の上、著名なる専門技師に依頼して各省より流入せる銀貨を化驗して之を新聞紙上に公表することになつた。既に民國三年、民國五年、民國八年、民國十年鑄造の銀貨並に袁世凱像銀幣、孫文像銀幣等はいづれも化驗を経てゐるが、偶々不合格のものあれば随時に警告を發してゐるから、此事業は健全なる通貨を維持する上に於て、今日極めて有意義に

貢獻してゐる。

國內爲替取引委員會の創立

從來上海の各銀行は爲替の取引に於て相互に連絡を缺き各銀行各々獨立して爲替取引を行つた結果、上海の對外省爲替には一定の標率なく、屢々外省商人の不平を買つてゐた。こゝを以て上海銀行公會は銀行業務を統一する見解の下に上海銀行營業規定を制定し、這の規定に準據して、民國十年爲替取引委員會(原名は行會)を組織して公會内には是を附設することとなつた。則ち毎日午前、各銀行は一名の代表を委員會に送つて、對外地爲替相場を決定するのであつて、現在這の委員會に於て爲替相場が決定せらるゝ地點は已に百四十餘ヶ處に上つてゐるといふ。

銀行會計使用用語研究會の開設

支那に近代的銀行が始めて開設されたのは前清末期のことである。随つて銀行の使用する會計用語には或は日本より源來したるものあり、或は歐米より採用

じたるものあり、銀行の系統如何によつて用語も亦參差不同である。中には詳細なる説明を加ふるにあらざれば了解し難い用語すらも屢々見受ける有様で、其不便繁瑣は曰はずもがな、圓滑なる取引を之が爲阻害することも些くはない。

上海銀行公會の有志は此處に看るところあり、民國九年に銀行會計科目名詞研究會を公會内に組織し、銀行週報紙上に於て馳名なる徐寄廣氏を其主事に推した。そして該研究會は二年に亙る調査研究を経て、既に、銀行會計科目名詞研究なる一冊子を公にしてゐる(十一年上海銀行週報社發行)。

又かの第二回全國銀行公會聯合會議に際して、上海銀行公會は這の種の研究を各地の公會と共同して行ふ可きことを提案して可決せられ、第三回聯合會議に於ては遂に各地公會は六ヶ月以内に文書を作成して上海公會内の名詞研究會の審査に交附し、上海公會是を次期聯合會議に報告して研究の進行を圖るべきことが議決されたが、其後右の決議に従つて漢口濟南天津の各銀行公會を始めとし、各地の公會は全部又は局部の具體的意見を上海名詞研究會に交附し來つたので、上海公會は自會の編輯したるものと異同の點を對照して審査報告書を作成し、是を第

四回聯合會議に報告した。其結果、新に北京天津上海漢口の四公會より審査員を推舉して、審定審員會を六ヶ月以内に北京に開くこととなり、民國十二年九月右の審定委員會北京に催され、學理と慣習とに基いて逐一審定を行ひ、遂に用語彙集一冊を作成した。翌十三年四月の北京に於ける第五回聯合會議に際しては漢口公會再び之を提出して聯合會議の詳細なる審定を経たる後、聯合會議の名を以て各地銀行公會に通達して今後一律に是を使用することとなつた。かくて今は銀行用語は略ぼ統一されようとしてゐるが、此點に關しても上海銀行公會の貢獻は洵に偉大であつたと曰ふ可きであらう。

上海公共倉庫(公棧)の設立

民國四年の春、大清銀行清理處(大清銀行は革命と共に中國銀行と變つたもの)は嘗て大清銀行の所有に係つた上海蘇州河畔の倉庫(棧房)を賣却することに決した。そこで、中國交通浙江興業上海浙江鹽業等の六銀行は、上海は適當の倉庫に乏しく商人之を極めて不便とするばかりでなく、在庫品抵當の制度を推廣する見地から看

るも銀行が倉庫業を兼營する必要ありとなし、右の倉庫を中國銀行をして購入せしめ、六銀行再び是を中國銀行より賃借することとして茲に公共倉庫を組織することになつた。然るところ、上海銀行公會は加入銀行逐年増加して勢益々隆盛に趨いたので、遂に公共倉庫事業を公會事業の内に併入し、民國八年五月組織を改めて有限公司とし、業務の範圍を一層擴充するに至つた。民國八年五月より九年十二月に亙る約一年半の期間に於て該倉庫の擧げたる利益は一萬四千五百餘兩に上り、前途の進展極めて有望であつたが、不幸にして十三年三月蘇州河畔の大火災に際して倉庫全焼の難を蒙りつて了つた。今日は未だ恢復してゐない。

公共準備金の醸出

民國七年十二月、上海銀行公會加入銀行十三家は、金融不測の禍に備ふる目的を以て公共準備金なるもの三十萬兩(上海兩)を醸出した。聯合準備制度の皆無であつた支那銀行界に取つては、假令金額餘りに過少に失するといふも、備あらば患なしの類ひであるであらう。尤も近年、一方に於ては公會加入銀行の數益々増加し、

他方に於ては、上海の經濟狀況著しく進展してあらゆる取引の分量激増したることであるから、此種區々たる公共準備金は其效用を著しく發揚する譯に往かぬかも知れない。

外國爲替賣買人(原名匯兌)組合(公會)の成立

近年支那銀行にして外國爲替の賣買に手を染むるもの益々多くなり、上海銀行公會に登録した爲替賣買人(匯兌經紀人)は既に十五年度に於て十六人を算したにも拘らず彼等の間には何等の統制なく甚だ散漫を極めてをつた。故に今日に於て是を整頓するにあらざれば、將來何時危險が起るかも識れない有様であつた。上海銀行公會は此點に鑒みる所あり、民國十五年九月、各爲替賣買人の間に斡旋して匯兌經紀人公會なる一組合を歐米の例に倣つて組織せしめ、以て散然たりし彼等を統制づけるに成功した。因に本公會加入の資格條件其他の事項に就ても、上海銀行公會が是を規定してやつてゐるといふ。

銀行週報の發行

最近に至るまで商工業其他一般經濟財政に關する著作其他の刊行物は支那に於て極めて少かつた。殊に雜誌類に至つては民國六年前後に至るまでは殆ど皆無であつたと思ふ。筆者は六七年度の當時支那に留學してゐたが、自身の研究調査を進める上に於て經濟刊行物の皆無なる點に於て常に困難と失望とを繰返してゐた。丁度其時これも吾が張公權氏の發議により、今日吾人の坐右に缺く可らざる上海銀行週報なるものが誕れたのである。銀行週報十週年紀念號に據れば、初號發刊の辭に

社會之經濟組織備。則人民生存之基礎固。而全國金融樞紐克保獨立自尊之風。不受政治潮流之影響。

とあつたといふことである。恐らく吾が張公權氏の雄筆であつて、吾等の獨立自尊の四文字を探り入れてある點に筆者は誇らしく想ふ。

創立の始めは編輯に就ても、社の財政に就ても、盡心慘膽を極めるといふことであつて、住所の如きも中國銀行の一室を借受けて編輯室とし、上報時事新報社の一

室を借りて發行部に當ててゐたほどである。

然るに民國七年七月、上海銀行公會成立するに及んで、週報は公會事業の一となり、馳名なる徐玉書氏聘せられて編輯兼發行主任の職に就き、發行部數も數千に増加した。九年、徐玉書氏職を辭し、堅筆の士徐滄水氏其後に代つたが、十四年冬惜いことには病を獲て物故した。爾後、上海銀行公會々々長盛竹書氏や週報の雄筆家徐寄廩氏等五名の委員を以て週報社を經營することとなつたが、後沈籟清氏を聘して編輯主任とした。いくばくもなく、沈氏また職を辭し、現在は戴藹廬氏が總編輯の任に當つてゐる。猶ほ本社は週報の外か大小の經濟冊子を時に臨んで刊行し來つたが、既に刊行されたるものは凡そ左の二十六冊に上つてゐる。

1	上海金融機關一覽	九年發行
2	票據交換所研究	十年
3	公債法規	十年
4	銀行年鑑	十一年
5	會計科目名詞研究	十一年
6	票據法初編	十一年

7	經濟論集	十一年
8	對法賠款金紙法 <small>フラン</small> 耶問題 (經濟類鈔第一輯)	十二年
9	銀行公會聯合會議彙記 (經濟類鈔第二輯)	十二年
10	上海金融市場論 (經濟類鈔第三輯)	十二年
11	財政清理成績 (經濟類鈔第四輯)	十二年
1	各省地方公債考略 (經濟類鈔第五輯)	十二年
13	十二年經濟統計	十二年
14	上海造幣廠鑄備始末記	十三年
15	銀行會計科目辭	十三年
16	民國鈔券史	十三年
17	十三年經濟統計	十三年
18	實用銀行堆棧簿記	十四年
19	票據法續編	十四年

20	銀行成本會計論	十四年
21	成豐大錢考	十四年
22	厲氏確計利息法	十四年
23	上海銀行公會事業史	十四年
24	十四年經濟統計	十四年
25	會計師法規草案	十五年
26	十五年經濟統計	十五年

企業の近代的發達の特質は“Unconscious individualism”より“Combination”又は“Co-operation”に移つたのに在ることは言を俟たぬ。支那の銀業事業は錢莊其他の錢業が今も猶ほ Unconscious individualism の時代に在るに反し銀行に至つては既に或る程度まで協同の域に這入つたのであつて其端を開いたものは則ち上海銀行公會であつた。筆者は戰事終熄の後銀行公會の活躍めざましさのある可きを信じて疑はぬ。

(三五、十日稿)